

「地域と共生するSCとしての気付き」

協同組合江釣子ショッピングセンター

理事長(岩手県中小企業団体中央会 理事)

高橋 祥元



去る10月29日中小企業等協同組合法施行60周年記念式典に於いて当組合が経済産業大臣表彰を受賞致しました。推薦してくれた方が在り、決定してくださった方があるということで、まさに見えない所からやって来た「お蔭様」であります。また、中央会さん始め関係機関、地域、お客様のご指導、ご支援あったればこそであり、心より感謝御礼申し上げます。組合員、役職員にとって大きな励みと、誇りと喜びを頂きました。

今あることは世間様からのお陰様であって「お蔭様」という地域、お客様、世間様からの「心の借金」を返し続けることが我々小売業、社会人としての務めだろう、というのが地域との共生、地域貢献の心、原点なのです。その為に我々は常に繁盛し続けることが何より肝要であります。

私たちは、「商人として末長く生きていきたい」その為に「いっぱいお客様が来るところで商いしたい」という、「ささやかであるが贅沢な夢」実現のために村の小さな商人が組合を作り共同店舗SCを作りました。計画から31年、開店から29年目を迎えました。

当時8,000人の村に年間550万人のお客様が来てくださいました。新しいマーケット創造と600人の雇用創造という新しい価値を生みました。この30年の間にこの地域も社会も大きく変わりました。ここで学んだことは、小売業は時代即応業でありマーケット変化対応業であること、地域産業であること、機械製造工場のように一日を3倍にして(3交替)効率を上げることが出来ない人間業であること等であります。変化対応に遅れた、又はしなかった企業はお客様から知らないうちにクビにされました。マーケットの変化はお客様のお金の使い方、使う場所の変化であり、お金は儲かるところに動くという「賢さ」があることも知りました。即ち新しいマーケットを先導し、作るのは企業家側にあるのであって与えられるものでないということでもあります。小売業とて、どんな起業も頼まれてやっている人は皆無の筈、自らの責任で起業したもの、行政やお客様のせいには出来ないのです。そして小売業は機械で出来ない人間業であるということは「心が働く」というこ

とであります。サービスは形にないもので見えないものですから「心が決め手」です。

すべては「繁栄の決定権はお客様の上にあること」「責任は自らにあること」を忘れてはいけない。

地域は我々にとって「母なる地」であります。暖かくそして厳しく育ててくれる有難い存在であります。「1億人に1億の母あれど我が母に勝る母無し」で、店の在る地域は偉大なる母なる地であります。地域を大切に作る心と行動は、親孝行と同じであります。親孝行出来ずして、お客様に親切出来る筈がないのです。ですから私たちは今日までお金の額でなく心からの出来る限りの「ご恩返し」という地域への借金を返し続けてまいりました。

政権も変り、官から民へ、ハコから人間重視へと予算の使い方も変わるとのこと。世界金融恐慌の余波が残り、消費不況回復の兆しが見えません。環境重視で電気自動車になればエンジンだけでも部品が7割減するという、そうすれば関係してきた世界に誇る技術と労働力はどうなるのか。石油依存から今まで無料に思っていた水、風、太陽がエネルギーの主力になれば、産業構造が大きく変化するでしょう。高速道料金が土日、祭日1,000円になって人の動きが大きく変化し小さな町から仙台市などへと新たな一極集中のマーケット変化が生じております。地方の小さなSC、商店街の更なる衰退減少の発生の始まりです。

「競争は進歩の母である」「革新の母は不況」と我々は今二つの母の中にあります。子供ならグレるところだが企業人として、100年に一度のピンチと捉えるか、100年に一度のチャンスと捉えるかである。社会が変わるとき、ニーズが変わるときに別の商機があることは事実であるし、消費者のライフスタイルの変化に如何に対応出来るかがカギであります。私たちは今日までの様々な変化にも、5年毎のリニューアル、7年毎の情報機器更新、マーチャンダイジングの見直しなど、ハード、ソフト面に対応してきた学習がある。地域貢献の一番は我々が繁盛し続けることである。だから我々は常に未完成であることを自覚し、お客様の半歩先を行く30周年に向けての在り方を求めて活路開拓調査事業のお世話になり研究をしているところです。



ショッピングセンター全景



家庭廃油再利用によるショッピングバスの運行

第 6 1 回中小企業団体全国大会の開催

11月19日、千葉県千葉市の幕張メッセを会場に、第61回中小企業団体全国大会が開催された。

『激動のとき 今こそ発揮 団結の力!』をスローガンに、全国の中小企業団体の代表者が一堂に会してその決意を内外に表明するとともに、国等に対して中小企業振興施策の充実強化を訴え、組合等の連携組織を基盤とした中小企業の安定的な発展と豊かな社会の実現を図ることを目的に開催された。

大会には、本県からの参加者約30名を含め全国各地から中小企業団体関係者3,300名が参加した。

景況悪化に対する緊急的な中小企業対策を強化するとともに、中小企業が安心して事業を継続できるよう、中小企業が直面する諸問題の解決と今後の方向性についての16項目に及ぶ決議案が採択された。

また、優良組合38組合、組合功労者67名、中央会優秀専従者33名が表彰され、本県からは、優良組合として「北上金属工業協同組合」、組合功労者として「村井良和氏(岩手県パン工業組合 理事長)」、中央会優秀専従者として「坂本淳(本会連携支援部主幹)」がそれぞれ表彰された。

大会は、所管行政庁、関係機関、政党等からの来賓の臨席を得たほかに、直嶋正行経済産業大臣から“資金繰り対策、雇用対策、ものづくり支援など、中小企業担当大臣として必要な施策を全力で推進したい”旨の祝辞が披露された。最後に、決議事項の早急な実現を求める大会宣言が採択され盛会裏に終了した。

なお、来年の第62回中小企業団体全国大会の開催地は、奈良県に決定した。



大会決議案を説明する本会鈴木会長

岩手県からの受賞組合及び組合功労者

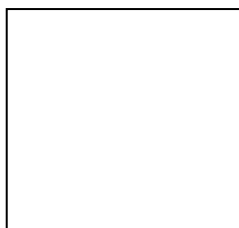
優良組合

北上金属工業協同組合

理事長 谷村 久興

設立 昭和45年2月19日

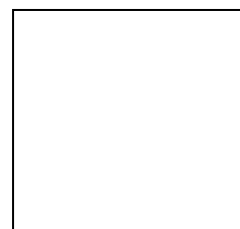
組合員数 16名



組合功労者

村井 良和 氏

岩手県パン工業組合 理事長



決議された16項目

1. 経済危機に対する中小企業対策の強化

日々の仕事の確保と万全な資金繰り対策等を中心とする「景気対策」を早急に実施するとともに、新たな需要を創出する「経済成長戦略」を策定し、中小企業の景況を一刻も早く回復させること。

2. 持続的成長に向けた中小企業予算の大幅な増額

中小企業予算を大幅に増額し、我が国産業の根幹である中小企業の持続的成長を確かなものとするため、中小企業の生産性の向上のための支援等を強力に行うこと。

3. 連携・組織化政策の抜本的強化、組合制度の充実

中小企業連携組織対策事業が全国各地で円滑に実施できるよう、中小企業の連携・組織化政策を抜本的に強化すること。

中小企業組合が格差是正、成長力底上げ、経営基盤の強化、環境問題等課題解決の担い手として必要な役割が果たせるよう、組合の支援強化と制度の改善を図ること。

4. 中小企業団体中央会の機能強化

都道府県中小企業団体中央会の支援体制を拡充強化すること。

中小企業団体中央会のコーディネート機能を強化するなど中央会指導員の資質向上を強力に支援すること。

5. 中小企業に配慮した雇用対策の推進

雇用情勢の一層の悪化が懸念される中、雇用の安定・確保を図ることが重要課題とされているが、特に雇用対策の検討にあたっては、中小企業の現状を十分に把握し、中小企業の実態と意見が反映された雇用対策を推進すること。

6. 安心できる社会保障制度等の見直し

社会保障制度等については、そのあり方に対する国民と企業の不信感を早急に取り除くため、将来的にも安定した制度の確立に取り組むこと。

なお、見直しに当たっては、現下の中小企業の経営実態等に十分に配慮し、過度の事業主負担にならないよう配慮すること。

7. 下請法の整備・機能強化と取引適正化の徹底

景気悪化のしわ寄せを受けやすい下請事業者の適正利益が保護されるよう、下請法の機能強化、親事業者の優越的地位の濫用等の取り締まりの強化、下請法の周知・相談体制の拡充など、大企業と中小企業の格差是正に向けた下請取引適正化を徹底・強化すること。

8. 不当廉売等への迅速かつ実効性のある対処

改正独占禁止法を厳正に適用し、中小企業に不利益を与える不当廉売等の不正な取引方法に対して迅速かつ実効性のある対処を行うとともに、業種別ガイドラインのみ直しと新規作成を行うこと。

9. 地元中小企業と官公需適格組合の受注機会の増大実現

国等及び地方公共団体は、「官公需法」並びに「国等の契約の方針」に基づき、中小企業者及び官公需適格組合の受注機会を一層増大すること。また、国は、適格組合制度をはじめとする官公需施策を全ての発注機関への周知徹底、地方公共団体に対する国と同様の「契約方針」の策定要請を一層強化するとともに、適正価格での発注、分離・分割発注、「総合評価方式」の導入等を推進し、地元中小企業者と官公需適格組合の優先活用を図ること。

10. 中小企業のIT活用支援の強化・拡充

中小企業がITを活用した業務革新による生産性の大幅な向上やマネジメントの高度化を実現するため、情報システム担当者の育成、中小企業向けSaaSの普及推進などを行うとともに、地域におけるIT化支援体制を整備すること。また、中小企業の情報セキュリティ対策実施を支援すること。

11. 資金繰り対策の継続及び中小企業金融機能の拡充

緊急保証制度の期間延長やセーフティネット貸付・危機対応業務といった支援策の継続・拡充、条件変更対応保証の創設な



ど信用保証制度のさらなる拡充等中小企業向け資金繰り対策については引き続き、万全の措置を講ずること。

担保や人的保証に過度に依存しない融資慣行の普及に向けた取組や倒産防止共済制度・小規模企業共済制度の拡充等、中小企業金融機能維持や制度の拡大に向けた中小企業金融対策を一層充実させること。

小規模事業者に対する金融の円滑化と地域経済の発展に大きな役割を發揮している信用組が、相互扶助の理念による協同組織金融機関として、今後ともその機能・役割を効果的に果たすことができるよう支援すること。

12. 中小企業の事業継続・活力維持・成長力強化に向けた税制支援の拡充強化

中小企業が安心して事業を継続し、活力の維持と成長力の強化を図られるよう、中小企業関係税制の強化を図ること。

特に、中小企業の設備投資、研究開発促進のための税制措置を維持強化すること。

13. 中小企業に配慮した労働・教育政策の推進

労働力人口が減少局面を迎えている状況において、中小企業が事業継続・発展を図るためには、人材を育成し、能力開発を行うことが重要であり、それらの支援策について一層の充実・強化を図ること。

14. 商店街及び中小小売商業の活性化支援の拡充

商店街、共同店舗及び個店に対する支援並びに中心市街地の活性化に対する支援を一層拡充すること。また、商店街等の活性化を図るため、条例の制定等により、大型店等の商店街組合への加入や積極的な地域貢献を促すこと。

15. 中小流通業・サービス業振興対策の強化

中小流通業について、中小卸売業振興法（仮称）の制定をはじめとする抜本的な対策を講ずること。また、中小サービス業や観光関連産業等の支援策を強化すること。

16. 中小企業の社会的課題対応への支援強化

低炭素社会の実現に向けて、中小企業が環境・資源エネルギー問題等に円滑に対応できるよう、組合等連携組織を有効に活用するなど中小企業の社会的課題に向けた取組に支援を行うこと。

商工 4 団体特別決議要望書を提出

11月12日、本会及び岩手県商工会議所連合会、岩手県商工会連合会並びに岩手県商店街振興組合連合会の商工 4 団体は、県に対し「中小企業活力強化・経済活性化に関する特別決議」に関する要望書を提出した。

この要望書は第 35 回中小企業団体岩手県大会において特別決議されたもので、岩手県商工会議所連合会の古澤眞作専務理事、岩手県商工会連合会の永井英治専務理事、本会平澤専務理事が出席、県側は廣田淳商工労働観光部長及び阿部信弘経営支援課総括課長が対応、要望内容について熱心に耳を傾けていた。



要望内容を説明する平澤専務理事(左)

平成 21 年度 中小企業官公需問題懇談会を開催

本会では11月5日（木）、盛岡市ホテルメトロポリタン盛岡にて、平成 21 年度中小企業官公需問題懇談会を開催した。

県内官公需適格組合の役職員の出席のもと、講師として東北経済産業局産業部中小企業課 永田淳子 課長補佐が「国の官公需施策及び中小企業施策の状況について」、岩手県商工労働観光部経営支援課 千田貴浩 主任主査が「岩手県の官公需の取り組みについて」、宮下地区建設業(協) 佐久間源一郎 理事長が「福島県の一括発注モデルにおける組合受注事例」について講演。

永田課長補佐からは、平成 21 年度の国の官公需施策の内容、中小企業向け契約目標が約 5 兆 1993 億円(官公需総予算額に占める割合 52.4%)に達したこと、情報提供の強化のためのポータルサイト開設のほか、平成 22 年度の概算要求、中小企業向け年末対策等について紹介。

千田主任主査は、県内の景況、入札における地域要件及び地域に精通した企業を評価する取り組みの実施のほか、県内官公需適格組合について市町村に対し積極的な活用を周知していることについて説明がなされた。

佐久間理事長は、宮下地区建設業(協)が、福島県の奥会津 4 町村の県管理道路の維持・補修・除雪などについて福島県と年間委託契約を締結した事例として、締結に至った背景・経緯、業務内容、組合員の役割分担等について紹介。

不況とともに公共事業が減少する中、行政区を越えた地域中小企業が公共インフラの維持管理事業を行政から委託される事例として全国から注目されており、視察が絶えない状況にある。

懇談においては、各組合の現状及び官公需施策について対する意見交換等を行った。

特に、入札価格の低価格化や労務単価の下落は、地元中小企業では到底太刀打ちできないなどの意見が出された。また、今まで地元の企業が請け負っていた業務について、行政が経費削減と合理化・効率化を優先するあまり地元企業では対応できない状況に陥るケースが出てきており、地域経済・雇用を支える地元企業の重要性を理解すべきであるとの意見が多く出された。

本会は、これら懇談会において出された意見等について、全国中央会に報告するほか、今後の国・県の官公需施策への反映並びに官公需適格組合への支援の参考に資する所存である。

高度化融資の返済猶予対応について

(独立)中小企業基盤整備機構では、10月30日、年末金融対策の一環として、高度化融資の返済猶予に対応することを発表した。この対応は、返済期限延長の要件を緩和し、また単年度猶予の特例措置として適用期間の延長を行うもので、実施期間は平成21年12月1日から平成23年3月末までとなっている。

詳細は以下のとおり。

○ 返済期限延長の要件緩和

ア) 返済期間の最終年度に返済期限の延長を行う場合は、「当該貸付に対する累積返済総額が当初借入金額の1/2以上に達していること」

イ) 返済期間の最終年度以前に返済期限の延長を行う場合は、「当該貸付に対する累積返済総額が当初返済計画における期間延長申請時点での返済予定額の1/2以上に達していること」

との条件をそれぞれ緩和し、① 事業の継続が見込まれる ② 返済期間の半分を経過している ③ 他の金融機関も返済期限の延長措置を講じている などの条件を満たせば、ア)、イ)ともに「1/2以上に達して」いなくても、返済期限の延長に弾力的に対応する。

○ 単年度猶予の特別措置

景気の急激な悪化に対応するため、平成21年4月から実施している単年度の返済猶予措置の適用期間(平成22年3月末まで)を延長し、繰り返しの利用に積極的に対応する。

○ 留意事項

上記措置の適用を受けるには、都道府県等による事前の診断等が必要。また、高度化融資の返済が、債務者の他の金融機関への返済と比較して不利益に扱われないと認められる必要がある。

本件に関する問い合わせは、(独立)中小企業基盤整備機構 TEL: 03-3433-8811 まで。

ビジネスグランプリにて、かまいし水産振興企業組合が入賞

第5回いわてビジネスグランプリ(いわて産業振興センター主催)が、11月26日(木)に盛岡市内ホテルにて開催され、本会会員の「かまいし水産振興企業組合(三塚浩之理事長)」が「スタートアップ部門」にて優秀賞を受賞した。

ビジネスグランプリは、県内における新たな事業創出とその発展を図るため、新事業プランを有する学校・企業・個人等が事業プラン発表を行う場を提供するもので、「スタートアップ部門」「イノベーション部門」「高校生部門」の各部門に対し、グランプリ・優秀賞・特別賞等を授与する事業である。

かまいし水産振興企業組合の事業プラン名は「食関連産業を一体とした6次産業の新市場開拓」で、漁業生産者とともに釜石産の水産物消費拡大のため、地元浸透と全国発信を同時に取り組んでいる点が評価された。

なお、最高賞であるグランプリの受賞者は、スタートアップ部門では二戸市で衣料雑貨企画・製造の株式会社リードが、イノベーション部門は盛岡市の小売業の株式会社ミナカワが、高校生部門では宮古水産高校3年食品家政科がそれぞれ受賞した。

【地域力連携拠点事業による支援事例紹介】

秀衡塗の技術を活かした文具で新たな販路を開拓

(有)丸三漆器（一関市大東町）地域資源活用の認定

● 取り組みの背景

(有)丸三漆器は明治 37 年に創業。地元百貨店・専門店及び物産展への出展を主たる販路として漆器を製造・販売してきた。漆器全体の市場が縮小し、限られた売場の確保を各産地が競う環境にあって、秀衡塗は全国的シェア・知名度において大きく後塵を拝しており、既存のお椀等の食器とは別に、新たに当社と産地の知名度を高めるような、付加価値の高い製品の開発、販売を悲願としてきた。

百貨店・専門店バイヤーからは、

- 秀衡塗の文様・柄は都会の人たちが好むテイストではないので改善が必要
 - 作り手のこだわり、素材・仕上・形状・技術・産地の文化・歴史等、商品情報を伝える方策が必要
 - 短納期、多数量への対応が難しいため、常設売場での販売が難しい
- など、厳しい評価をうけており、これら課題の解決・改善が急務となっていた。

● 地域力連携拠点事業による支援内容

本会では昨年 2 月に「地域力連携拠点事業」において「現代の生活様式にマッチした伝統工芸品・地場産業製品の用途・デザインに関する調査・研究」を実施。漆塗技術を活用した新商品の企画として「漆塗り鉛筆」が、文具通販（株）カウネット社より好評を得たことから、当社に試作の取り組み提案を行った。（株）カウネット社では競合他社との差別化戦略として「地域伝統のモノ作り商品」を取り扱っており、貴族文化の流れを汲み、高級感がある秀衡塗の漆塗り・加飾技術を活かしつつ、漆塗り商品としては廉価で提供できる点や名入れサービスにも対応できる点などから検討の俎上に上がった。

丸三漆器としても、

- 懸案事項である食器以外の商品開発である
- 日常的に使われるアイテムで、使うほどに愛着が湧き既存製品へも興味が波及することが期待



【写真：「漆記具」の名前で販売された秀衡塗鉛筆】

- 全国的に大々的に生産・販売している事例がなく、新たな取り組みとして訴求効果が高い
 - 予め生産数量が計算でき、販売会社・卸売会社等の流通コストや原料・包装資材等の製造コストが計算された取引は運転資金面で効果がある
- などメリットが多く、直ちに（株）カウネット社に向けて試作に取り組んだ。

その後 5 ヶ月にわたり商品面・価格面等の折衝を重ねた結果、通販カタログでの採用の見通しがたった。

● 地域資源活用の認定と今後の方向

こうした取り組みを着実なものとするべく、本会では地域資源活用プログラムによる支援制度の活用を勧奨。認定申請計画書作成の支援を行い、10 月 27 日に認定となった。

今後は、補助事業等により、鉛筆のみならず、シャープペンシル・ボールペン・万年筆・定規等の商品・デザイン開発を行い「漆塗り文具」としてシリーズ展開し、複数の通販会社や高級文具店・百貨店の文具売場等の新たな販売チャネルを開拓し、全国に市場を拡大することを目指している。また、カスタマーサービスとして、名入れ、塗りなおし補修等のアフターサービスにも取り組む予定である。

農商工連携等推進人材育成研修

農作業体験・加工体験の実地研修を岩泉町で開催

本会が農商工連携に携わるキーパーソン育成等のため実施している、農商工連携等推進人材育成研修（9月18日より開講）では、新商品開発手法にかかる知識取得の為の座学研修に加えて、実地研修として、作物の栽培方法から加工、商品化へ具体的な取り組みを行っている先進的な企業視察もカリキュラムに組み入れている。今回、先進企業視察研修として、受講生30名の参加により岩泉町の有限会社早野商店と株式会社フロンティアいわいずみを、11月5日～6日の2日間の行程で視察した。以下、その内容を紹介する。

- 第1日目の有限会社早野商店では、当社が新たな事業展開として取り組んでいる「食用ほおずき（フィサリス）」の収穫体験・食品加工体験、食用ほおずきの「コンポート」作りを実施。

食用ほおずき



食品加工体験風景



コンポート作り



コンポート完成品



収穫体験風景



収穫したほおずき



<食用ほおずきの特徴>

食用ほおずきは、日本古来の観賞用ほおずき（赤い実）と違い、「香りがよく」「甘味があり、食味良い」「栄養価が高く（ビタミン類、イノシトール）」などの特徴があり、生で食べられる。原産地は南米で、なす科に属し、海外では「フィサリス」と呼ばれている。

- 第2日目の株式会社フロンティアいわいずみでは、当社経営のホテルで提供される「きのこ料理」の栽培地である体験の森「ムロバ」交流広場を見学、その後、きのこ（松茸）を使った「短角牛の時雨煮」づくりの加工方法を学んだ。

体験の森「ムロバ」



ツリーハウス



「時雨煮づくり」



高度化融資の返済猶予対応について

(独立)中小企業基盤整備機構では、10月30日、年末金融対策の一環として、高度化融資の返済猶予に対応することを発表した。この対応は、返済期限延長の要件を緩和し、また単年度猶予の特例措置として適用期間の延長を行うもので、実施期間は平成21年12月1日から平成23年3月末までとなっている。

詳細は以下のとおり。

○ 返済期限延長の要件緩和

ア) 返済期間の最終年度に返済期限の延長を行う場合は、「当該貸付に対する累積返済総額が当初借入金額の1/2以上に達していること」

イ) 返済期間の最終年度以前に返済期限の延長を行う場合は、「当該貸付に対する累積返済総額が当初返済計画における期間延長申請時点での返済予定額の1/2以上に達していること」

との条件をそれぞれ緩和し、① 事業の継続が見込まれる ② 返済期間の半分を経過している ③ 他の金融機関も返済期限の延長措置を講じている などの条件を満たせば、ア)、イ)ともに「1/2以上に達して」いなくても、返済期限の延長に弾力的に対応する。

○ 単年度猶予の特別措置

景気の急激な悪化に対応するため、平成21年4月から実施している単年度の返済猶予措置の適用期間(平成22年3月末まで)を延長し、繰り返しの利用に積極的に対応する。

○ 留意事項

上記措置の適用を受けるには、都道府県等による事前の診断等が必要。また、高度化融資の返済が、債務者の他の金融機関への返済と比較して不利益に扱われないと認められる必要がある。

本件に関する問い合わせは、(独立)中小企業基盤整備機構 TEL: 03-3433-8811 まで。

ビジネスグランプリにて、かまいし水産振興企業組合が入賞

第5回いわてビジネスグランプリ(いわて産業振興センター主催)が、11月26日(木)に盛岡市内ホテルにて開催され、本会会員の「かまいし水産振興企業組合(三塚浩之理事長)」が「スタートアップ部門」にて優秀賞を受賞した。

ビジネスグランプリは、県内における新たな事業創出とその発展を図るため、新事業プランを有する学校・企業・個人等が事業プラン発表を行う場を提供するもので、「スタートアップ部門」「イノベーション部門」「高校生部門」の各部門に対し、グランプリ・優秀賞・特別賞等を授与する事業である。

かまいし水産振興企業組合の事業プラン名は「食関連産業を一体とした6次産業の新市場開拓」で、漁業生産者とともに釜石産の水産物消費拡大のため、地元浸透と全国発信を同時に取り組んでいる点が評価された。

なお、最高賞であるグランプリの受賞者は、スタートアップ部門では二戸市で衣料雑貨企画・製造の株式会社リードが、イノベーション部門は盛岡市の小売業の株式会社ミナカワが、高校生部門では宮古水産高校3年食品家政科がそれぞれ受賞した。

～ 栄えある受章おめでとうございます ～

平成 21 年 秋の叙勲と褒章（組合関係）		
	旭日重光章	佐伯 昭雄 氏 全国中小企業団体中央会 前会長 (宮城県中小企業団体中央会 会長)
	黄綬褒章	鈴木 綜子 氏 岩手県農業機械商業協同組合 副理事長

平成 21 年度 ふるさと食品コンクール表彰式を開催

本会が事務を預かる、いわて食料産業クラスター協議会では、10月23日に岩手県工業技術センターを会場に開催した「平成21年度ふるさと食品コンクール審査会」において、いずれも個性的な商品が例年よりも多数出品された中から、地産地活等に優れた開発商品を表彰対象として審査員が審査した結果、最優秀賞1品、優秀賞3品、優良賞6品の計10品が選ばれ、11月8日開催の表彰式で表彰した。

最優秀賞(東北農政局長賞)は、北上市の㈱アリーブが出品した「ビアンコリーノ」で、地元産の濃厚なヨーグルトとジャムのコラボレーションによる豊潤な味わいが魅力の商品であり、審査員全員の高評価を得た。

他の入賞品には、地元産胡瓜を活用した漬物や山葡萄を活かしたワイン、授産施設等が出品したパン類などであった。なお、最優秀賞の「ビアンコリーノ」の問い合わせについては下記連絡先まで。

○ 株式会社アリーブ

住所：〒024-0094 北上市本通り 1-7-10)

電話：0197-62-6078 FAX:0197-62-6078

商品の注文は楽天市場内のホームページにアクセス。

URL→<http://www.rakuten.co.jp/dolcissima/index.html>



表彰式の模様



最優秀賞を受賞した「ビアンコリーノ」

いわて eco&eco ものづくり推進セミナーを開催

本会では、11月26～27日にかけて、標記セミナーを久慈市文化会館（アンバーホール）及び宮古地区合同庁舎の2会場にて開催した。

本セミナーは、岩手県資源循環推進課から本会が事業受託して開催するもので、昨年と引き続きマテリアルフローコスト会計の紹介を中心に進められた。

当セミナーは、中小企業が環境配慮の事業活動を行うことで、いかに企業間優位を保つとともに、製品生産に係る投資コスト等の低減できるか等を実例を交えて紹介したものである。

①「環境経営と廃棄物・リサイクルガバナンス」

竹内秀年 氏（三菱電機㈱情報技術総合研究所 管理グループマネージャー）

廃棄物・リサイクルに潜む企業経営リスクの事例、大規模不法投棄事例がもたらした経済・環境面の損失事例、処理・リサイクル委託契約の留意点、管理部門とコンプライアンス等について紹介した。

三菱電機㈱HP

http://www.mitsubishielectric.co.jp/corporate/randd/laboratory/information_technology/



②「マテリアルフローコスト会計の実践～環境保全とコスト削減を同時に実現～」

喜多川和典 氏（財団法人日本生産性本部 エコマネジメントセンター長）

マテリアルフローコスト会計（以下、MFCA と表記）について紹介説明。MFCA は製造過程で生じる「隠れたロス」を「見える化」し、製造コストを「正・負の製品コスト」に区分することで、ロスコストを明確にする会計手法である。MFCA の有用性のポイントには他にも製造過程でのムダ排除意識やコスト感覚の醸成もある。

（財）日本生産性本部のHP <http://www.j-management.com/mfca/>



③「中小企業によるマテリアルフローコスト会計の実践事例」

片桐久夫 氏（株式会社片桐製作所 技術部設備保全課技師長）

MFCA 導入の実践事例について、特にも社内の MFCA への取り組み体制構築にまつわる苦労話をはじめ、製造コストの測定や計算等に活用した実資料を提示し、MFCA 導入の有用性をとなえた。

㈱片桐製作所のHP <http://www.katagiri.co.jp/index.html/>



事業承継の円滑化に向けて vol.3

事業承継の円滑化に纏わる新制度の概要について、前回 11 月号に引き続き概要を掲載する。
今回は、新たな事業承継税制の概要、特に承継に先立ち必要な手続き等について紹介する。

【新たな事業承継税制の構築】

経営承継円滑化法により、遺留分に関する民法特例(詳細は、ネクサス 11 月号「事業承継の円滑化に向けて vol.2」を参照)が設けられた他、平成 21 年度税制改正により「非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度」と「非上場株式等についての相続税の納税猶予制度」が、新たに創設された。

【税制上の恩典とは】

生前贈与により株式承継を行う場合、生前に一括贈与した際に通常課税される贈与税については「贈与税の納税猶予」が摘要される(条件あり)。その後、先代(1 代目)経営者が死亡した際、前述「贈与税の納税猶予」については猶予税額が免除される他、相続があったものと見なして別に課税される「相続税」についても、80% 分を「納税猶予」される(条件あり)。2 代目経営者が 3 代目経営者に同じく一括贈与した場合、前述の「相続税の納税猶予」についても猶予税額が免除される(条件あり)。以降、同じ条件で贈与があった場合は、上記のサイクルが繰り返されていく。

【納税猶予制度適用のための条件】

○ 「経済産業大臣の確認」

上記の納税猶予制度等の新税制の適用は、無条件に認められるものではなく、事業承継への計画的な取り組みの有無の他、中小企業・先代経営者・後継者に一定の要件が定められている。

税制上の恩典を受けるため、制度の適用要件を満たしているかを第三者機関がチェックする必要があることから「経済産業大臣による確認」手続きが設けられている。この手続きは、先代経営者の生前に行う必要がある。正式には「計画的な承継に係る取組に関する経済産業大臣の確認」であり、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予制度の両方に共通した手続きである。

○ 確認を受けるための要件

中小企業者であること(個人は対象外)、上場会社・風俗営業会社でないこと、特定代表者(総株主等の議決権数の 50% 超を有し、筆頭株主であること)がいること、後継者がいること、後継者が支障なく株式等を取得するための具体的な計画があること。

○ 具体的な手続き

経済産業大臣に「確認申請書」を提出する。その際、添付書類として「事業承継計画書」の作成が必要である。なお、経済産業大臣の確認を受けていなくても、税制の適用を受けられる場合がある。それは「先代経営者が 60 歳未満で死亡した場合」「計画的な事業承継の取組が実質的に行われていたと考えられる場合」「平成 20 年 10 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日の間に発生した相続の場合」である。

次回では、相続開始後の手続きに関する規定について紹介の予定。

組織化動向 ～新しく設立された組合の紹介～

協同組合エナジーサービス 電気機械器具卸売業及び不動産賃貸業を行う事業者が、中小規模事業所及び集合住宅での高圧受電化による電気料金削減を実現するため、高圧受電システムの設置を共同で受注するため、事業協同組合を設立。	創立総会	平成21年11月15日(認可：11月27日)
	地 区	岩手県の区域
	代 表 者	長 洞 勝 理事長
	事 業	① 組合員のためにする高圧受電システムの共同受注 ② 組合員のために行うエネルギーに関する調査研究 ③ 組合員のために行う共同宣伝 ④ 教育情報提供事業 ⑤ 福利厚生 ⑥ 付帯事業

～ 会 員 情 報 ～

創立40周年記念式典を開催 両磐一関トラック事業協同組合 同組合（佐藤貞治理事長）では、11月20日、一関市内ホテルにて創立40周年記念式典を開催、関係者多数の参加の下、盛大かつ厳粛のうちに式典は終了した。	中国商標局が商標申請を受理 岩手県南部鉄器協同組合連合会 同組合（岩清水晃会長）では、「南部鉄器」「南部鉄瓶」の2件の商標申請を中国商標局が受理したと発表、一連の商標登録問題に係る解決の弾みとなっている。	盛岡市長に要望書提出 盛岡市建設業協同組合 同組合（高橋精一理事長）では、谷藤盛岡市長に対し、建設業振興に関する要望書を提出した。建設関係予算の積極編成等を求めた他、市議会にも要望を行った。
--	---	--

～ Q & A コーナー ～

組合等を運営する中で生じやすい法律や税務、労働等の諸問題について、Q & A形式で紹介。

(質問)

解雇や退職にも様々な種類があると聞くが、労働契約を解消する手続きの違いについて教えてほしい。

(回答)

労働契約を解消する手段として大きく分けて「解雇」と「退職」があり、その中でも解雇については「使用者・労働者いずれの理由であれ、継続的な契約の履行が不可能として労働契約を解消する行為」である「普通解雇」と「労働者側の秩序違反等の行為により、使用者が罰として労働契約を解消する行為」である「懲戒解雇」がある。

退職については、「労働者側からの一方的な意思表示」による「辞職」の他、「労働者・使用者の合意により労働契約を解消」する「合意退職」、「死亡や就業規則等に定められた退職事由に該当することにより労働契約が解消」される「当然退職」がある。

なお、解雇も辞職も一方的な意思表示による契約解消であり、一度意思表示すると撤回することができない。但し、合意退職の場合、労働者側が退職の意思表示をしても、使用者の当該退職申出に対する合意の意思表示が労働者に伝わっていない段階ならば、撤回が可能である。(参考文献：「退職・解雇の実務と法律知識」(日本経営協会総合研究所刊))

ゼロエミッション推進事業費補助金の公募(岩手県)

岩手県では事業者による産業廃棄物の発生抑制やリサイクル等に関する取り組みを支援するため、標記事業の公募を開始している。公募期間は平成 21 年 11 月 16 日(月)～12 月 25 日(金)迄となっている。

【各事業の概要】

①企業内ゼロエミッション推進事業

自社内で発生する産廃等の 3R を推進しようとする、先進性のある事業が対象。

(補助対象経費の 1/2 以内、補助金額 100～1,000 万円)

②地域・企業間ゼロエミッション推進事業

複数の事業者が共同して相互に又は一方から発生する産廃等の 3R の推進等、先進性のある事業が対象。

(補助対象経費の 1/2～2/3 以内、補助金額 100～3,000 万円(団体の場合 100～4,500 万円))

③廃棄物発生抑制等技術研究開発推進事業

産廃等の発生抑制、再使用、再生利用に関する技術研究開発等が対象。

(補助対象経費の 1/2～2/3 以内又は 10/10、補助金額 100～1,000 万円)

④廃棄物利用製品開発推進事業

県内事業者等から排出される産廃等を利用した製品開発事業が対象。

(補助対象経費の 1/2 以内、補助金額 100～1,000 万円)

⑤廃棄物利用製品製造推進事業

県内事業者等から排出される産廃等を利用した製品製造事業が対象。

(補助対象経費の 1/2 以内、補助金額 100～1,000 万円(団体の場合 100～1,500 万円))

⑥ゼロエミッション普及促進事業

産廃等減量化・資源化推進計画による産廃等の 3R を推進する事業が対象。

(補助対象経費の 1/3 以内、補助金額 100～500 万円)

⑦リサイクル産業育成支援事業

知事指定業者の製造するリサイクル製品の商品力強化・販売促進に対する事業が対象。

(補助対象経費の 1/2～1/3 以内、補助金額 20～300 万円)

【応募資格】

上記①～⑤の事業→県内に事業所を置く(または置こうとする)事業者、複数事業者で構成される法人格を有する団体

上記⑥の事業→エコショップいわて認定店を有する事業者、いわて地球環境にやさしい事業所認定事業者、県内に事業所を置く(または置こうとする)事業者

上記⑦の事業→岩手県再生資源利用認定製品認定事業者

本件に関する問い合わせは、岩手県環境生活部資源循環推進課 TEL: 019-629-5380, 5367、メールアドレス: AC0003@pref.iwate.jp まで。

中小企業向け年末対策等の発表(経済産業省・中小企業庁)

経済産業省では、中小企業向け年末対策の一環として、中小企業の資金繰りについて次の対策を実施すると発表した。具体的には、公的金融(日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会)に対し、年末対策に万全を期するよう徹底を求めており、「これまで公的金融を利用したことのない中小企業を含め、各地の中小企業が年末資金繰りに支障を来さないよう、緊急保証枠(30 兆円)、セーフティネット貸付枠(15.1 兆円)、条件変更目標(1.5 兆円)の利用が広く進むよう全力で取り組むこと」「既往の貸出案件について、実情に応じて返済期限の延長をはじめとする条件変更に対応すること」「これまでの条件変更の有無、赤字・債務超過などの形式的事実のみに依ることなく、各中小企業の経営実態や特性を十分に踏まえた貸出判断を行うこと。その際、可能な限り、申込者が既に提出した資料を再活用するなど、中小企業の負担軽減に努めること」を速やかに実施することとしている。

なお、同対策のうちには本誌で紹介済みの高度化融資の返済猶予に関する対策も含まれている。

本件に関する問い合わせは、中小企業庁事業環境部金融課 TEL: 03-3501-1511 まで。

緊急保証の指定業種を見直し(中小企業庁)

中小企業庁では、昨年10月31日より開始した「緊急保証」の対象業種の見直しを発表した。今回、業種別の状況を踏まえ、輸送用機械器具卸売業や一般機械修理業等14業種を追加指定し、またその他の卸・小売業など10業種について、適用範囲の拡大を行った。なお、化学機械・同装置製造業などの2業種を平成21年12月4日までの摘要とすることも併せて発表した。この結果、対象業種は793業種となっている。

対象業種に属する中小・小規模事業者は、金融機関から融資を受ける際に、一般の保証とは別枠で、信用保証協会の100%保証を受けることが出来る。

本件に関する問い合わせは、中小企業庁事業環境部金融課 TEL:03-3501-1511 まで。追加業種の詳細については、中小企業庁HPを参照 (<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2009/091127shiteiminaoshi.htm>)。

長期優良住宅普及促進事業に関する見直し(国土交通省)

国土交通省では、長期優良住宅普及促進事業について、補助金交付申請の受付の締切等について、見直しを行ったことを発表した。具体的には、現行平成21年12月11日迄としていた補助金交付申請の締切を、平成22年2月26日迄に変更し、同日までに申請したもののについては、事業完了後に必要な手続きを行えば補助金交付の対象とすること、また、エントリーの追加受付について、エントリーしていない業者についても補助金交付申請と同時に申請が可能となったこと、である。

長期優良住宅普及促進事業は、地域の中小住宅生産者による長期優良住宅への取組促進を図ることを目的に一定要件を満たす場合、建設工事費の一部を補助する制度である。

本件に関する問い合わせは、国土交通省住宅局住宅生産課 TEL:03-5253-8111(内線39422) まで。

ISDN出願の廃止について(特許庁)

特許庁では、来年3月31日をもってISDN出願を終了し、インターネット出願に一本化することを発表した。インターネットの普及に伴い、ISDN加入契約者数が減少する中、異なる二系統の電子出願システムを維持する必要性の低下や大容量・高速通信の利用が不可欠であることが理由となっている。

来年4月以降インターネット出願に一本化するため、これまでISDN出願を行ってきた場合は、新たに電子証明書の取得や専用ソフトウェアのインストール等の利用登録等の準備作業が必要となる。

本件に関する問い合わせは、特許庁総務課情報技術企画室 TEL:03-3581-1101(内線2507)まで。

ジェネリック医薬品による自己負担軽減額をお知らせ(協会けんぽ岩手支部)

協会けんぽ岩手支部では、平成22年1月下旬に「ジェネリック医薬品による自己負担軽減額のお知らせ」を送付する。このサービスは、今までの薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、薬代がいくら軽減するかという内容を、具体的にお知らせするもの。今回の通知の対象は、協会けんぽの加入者で40歳以上でありジェネリック医薬品に切り替えた場合に一定額以上の効果のある加入者となっている。

ジェネリック医薬品は、これまで効き目や安全性が実証されてきた薬と同等と認められた低価格な薬のことであり、国全体の医療費軽減にもつながる効果がある。

本件に関する問い合わせは、協会けんぽ岩手支部 TEL:019-604-9009 まで。

本誌『ネクサス』では、組合様・組合員企業様からの広告を募集中です。料金は、A4:1/4頁で一回当たり7,000円から。商品の紹介や情報交換等にご活用下さい。(担当:渡辺)



景況は先行き懸念の厳しい状況(平成 21 年 10 月)

〈全体の概要〉

10月は、依然として個人消費、法人需要ともに低迷し、全体的に受注・売上が停滞している。一部に見られる回復の動きも鈍く、価格競争や値下げ要請による販売価格も低下を続けている。

また、新型インフルエンザの流行による影響を心配している声もある。中小企業の景況は、受注単価や販売価格の低下が売上や収益の悪化を招き、先行きが懸念される厳しい状況である。

〈主な業界及び地域組合等の動向〉

◆ パン製造業

インフルエンザの影響による学校給食部門の売上の減少、原材料の手当ての工面等、業界の現況は大変厳しく、今後の懸念材料が少なくない。

◆ 漬物製造業

量販店の売上が数ヶ月連続で低下。値引き要請と消費者の低価格商品購入傾向による売上の減少。

◆ 菓子製造業

消費動向がさらに弱まり、一段と厳しい状況。

◆ 木材チップ製造業

継続しているチップの出荷制限と価格の下方修正のため原木の動きも全く停滞している。

◆ 一般製材業

販売店も工務店からの引き合いが少なく、当用買いに徹しており先々の見通しが全く無い状態である。

◆ 碎石製造業

荷動きが見られるが一部の業者に片寄り、依然として厳しい状況に変わりなしである。

◆ 金属製品製造業

受注は若干増加しているものの、経常利益は悪い。経営努力の限界に近づいている企業も見受けられる。

◆ 一般機械器具製品製造業

若干の受注量アップはあるが、単価ダウンにより売上に結びつかず。超短納期のため一時帰休をしながら残業する状態が続いている。

◆ 畳製造業

ごく一部に明るい兆しが見られるが、組合員間の格差は不変である。

◆ 家庭用機械器具小売業

市場価格の下落が続き売上高は減少している。

◆ 野菜・果実小売業

単価安にもかかわらず、消費動向が上向かず、小売店での落ち込み度合が大きく、厳しい状況である。

◆ 各種商品小売業

土・日・祝の客数の減少目立つ。平日は増加しているが買上単価の減少著しく、売上増に結びつかず。

◆ 商店街（久慈市）

景気の低迷に加え、賞与の減少、新型インフルエンザの流行等不安をあおる報道。販促を押し上げる要素も少なく、売上が低迷している。

◆ 旅館業

新型インフルエンザの影響等による出控えも含め、客足は伸びなかった。

◆ 板金工事業

多少、工事量が出ているが、依然受注単価が厳しく、利益の確保が難しい。

◆ 一般乗用旅客自動車運送業

依然として減収であり、長引く景気の低迷によるタクシー利用離れが根底にあると見られる。

● 売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比D Iの推移グラフ（H20年10月～H21年10月）●

